

平成 28 年 2 月 1 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	受水槽等清掃業務及び水質検査業務
ボックス番号	③
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成28年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成28年2月8日(月)12:00まで (郵送の場合は2月5日(金)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係長 参宮
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積り書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽等清掃業務及び水質検査業務
- 2 作 業 概 要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）等に基づき、受水槽等の清掃及び水質検査を行う。
- 3 作 業 場 所 東京都港区六本木 7－2 2－3 4
日本学術会議庁舎
- 4 作業実施期限 平成 2 8 年 3 月 3 1 日
- 5 対 象 設 備 清掃対象の設備は以下のとおり
①上水系
B 1 階 受水槽（4. 5 t） 1 槽
屋 上 高架水槽（3 t） 1 槽
②下水系
B 1 階 雑排水槽（3 0 t） 1 槽
B 1 階 汚水槽（3 5 t） 1 槽
B 1 階 湧水槽（1 5 t） 1 槽
B 1 階 湧水槽（1 0 0 t） 1 槽
③ガソリントラップ
B 1 階 （0. 9 t） 3 槽
- 6 実 施 条 件
(1) 受託者は、下記の許可並びに登録を有する者であり、契約時にこれらの許可証の写しを提出できる者であること。
① 一般廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可【港区】
② 産業廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可【東京都】
③ 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証
- 7 作 業 内 容
(1) 上水系水槽の清掃
ビル管理法及び水道法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。
なお、作業員は、貯水槽清掃業務監督者及び作業実施者の資格を有するものとする。
作業終了時には、受水槽及び末端水道栓で水質の安全を確認すること。
① 受水槽
ア 使用する照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確認できるものとする。
イ 槽内に立ち入る時は、火気を厳禁とし換気を十分に行い、安全を確保する

こと。なお、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、作業を行う場所の空気を酸素濃度18%以上、且つ硫化水素濃度10ppm以下にすること。

ウ 作業に使用する清掃機械器具及び作業着については、専用の消毒済みのものを使用する。なお、作業着の着用は現場にて行うこと。

エ 槽内の壁面、天井及び底面汚れは高圧洗浄を行い、必要に応じてブラッシング洗浄とし、水垢、鉄錆及び油分などの付着物を確実に清掃除去の上、事後それらを清水にて十分に洗い流すこと。

オ 槽内金属部分に発錆等のある場合は、それを確実に除去清掃し、発錆のおそれがある部分については錆止め補修（塗装）を行うこと。

カ 槽内は有効塩素濃度50～100ppmの次亜塩素酸ソーダ液をもって消毒し、これを30分の間をおき、2回繰り返すこと。

② 高架水槽

ア 給水バルブを閉じ、且つ槽内にある処理廃水等が給水されないように十分な措置を行った後、作業を実施すること。

イ その他は①受水槽の作業要領に準じて実施すること。

(2) 下水系水槽の清掃

ビル管理法及び下水道法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。

① 点検事項

ア 槽内面の損傷、亀裂などの劣化及び漏水の有無を点検し、マンホールの密閉状態の確認を行うこと。

イ 水面制御及び警報機能を確認すること。

ウ 配管の水漏れ、詰まり及び発錆腐食の有無を点検し、蚊、ハエ等の防虫網についても同様とする。

② 清掃業務

ア 使用する照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確認できるものとする。

イ 槽内に立ち入る時は、火気を厳禁とし換気を十分に行い、安全を確保すること。なお、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、作業を行う場所の空気を酸素濃度18%以上、且つ硫化水素濃度10ppm以下にすること。

ウ 槽内の汚水及び残留物を槽外に排除し、壁面・底面はブラシ等を用いて洗浄すること。

エ 流入管、排出管、水中ポンプ及び通気管の内外物の異物を排除し、必要に応じて消毒を行うこと。

オ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルピット対策指導要綱）第6条第2項の規定に基づき、適正に処理すること。

汚水槽から排出される一般廃棄物に関しては一般廃棄物搬入伝票を用いて一般廃棄物処分業者に運搬し、雑排水槽から排出される産業廃棄物に関しては産業廃棄物管理票を用いて産業廃棄物処分業者に運搬すること。

(3) ガソリントラップ清掃

ア 槽内の汚水及び残留物を槽外に排除し、壁面・底面はブラシ又は高圧水を用いて洗浄すること。

イ 清掃によって生じた油分等は廃棄物として、上記（２）オと同様、適正に処理すること。

（４）水質検査業務

水質基準に関する省令に定める表に掲げる項目について、ビル管理法施行規則第４条第１項第３号イに基づき１１項目の分析を行い、基準に適合することを確認すること。

８ 報 告

請負者は、作業終了後、速やかに作業報告書（写真含む）及び水質検査結果表を提出すること。

９ そ の 他

- （１）実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
- （２）当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。
- （３）作業終了後、ポンプ、自動制御装置等に異常がないか確認すること。また、各槽に作業用工具等の忘れ物がないか確認すること。
- （４）請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復すること。
- （５）仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
- （６）本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。